

医療用医薬品への新バーコード表示について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「医薬品の取り違え事故の防止」及び「トレーサビリティの確保」を推進するため、医療用医薬品への新バーコード表示に関して、厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知（平成18年9月15日付薬食安発第0915001号）が発出されました。また、日本製薬団体連合会（日薬連）より「医療用医薬品新コード表示ガイドライン（平成18年11月1日）」が策定されました。

そこで、弊社では通知及びガイドラインに基づき、下記表示例の様に新バーコード表示を順次行っていくこととなりました。

何とぞご了知の上、倍旧のご高配を賜りますよう、ご案内とともにお願い申し上げます。

敬 白

平成 19 年 6 月



記

調剤包装単位：GS1 - RSSシンボル

•注射剤：商品コード



（裏面もごらん下さい。）

販売包装単位：GS1-RSSシンボル

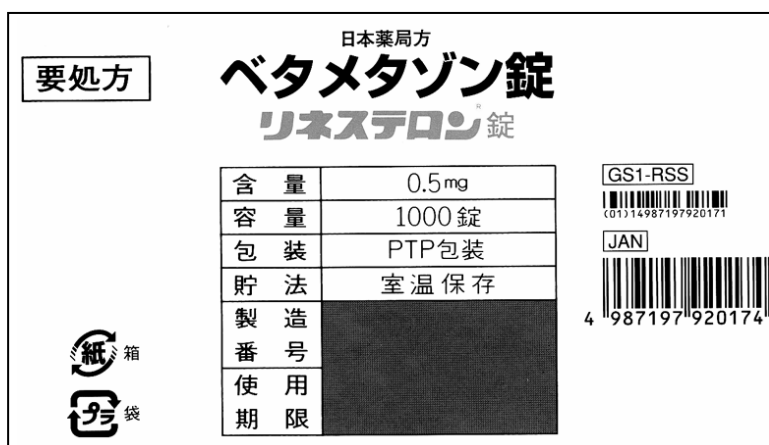
- 生物由来製品：商品コード、使用期限及び製造番号



GS1-RSSシンボル拡大図



- 上記以外の内用・注射剤：商品コード



元梱包装単位：GS1-128シンボル

- 生物由来製品：商品コード、使用期限、数量及び製造番号



- 上記以外の内用・注射剤

工場の製造ラインの準備が出来次第、上記生物由来製品の様にGS1-128シンボルを表示していく予定です。

新コード（調剤包装単位、販売包装単位及び元梱包装単位）表示は同一時期ではなく準備が出来たものから順次行っていく予定です。また、コード一覧表につきましては現在作成中です。出来上り次第ホームページに掲載させていただきます。